

デイサービスセンターきんぎょ 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人琥珀会が運営するデイサービスセンターきんぎょ（以下「事業所」という。）が行う指定認知症対応型通所介護事業及び指定介護予防認知症対応型通所介護事業（以下「事業」という。）の円滑な運営をするために必要な事項を定め、適正な事業サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に要介護者又は要支援者（以下「利用者」という。）の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 事業所の従業者は、認知症（急性を除く。）の利用者がその有する能力に応じ可能な限りその自宅において自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

3 事業所の従業者は、認知症の進行の緩和に資するように目標を設定し、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護計画（以下「認知症対応型通所介護計画」という。）に基づき、認知症の特性に配慮したサービスの提供に努めることとする。

4 事業の実施に当たっては、懇切丁寧に行うこととし、利用者・家族に対しサービス提供等について理解しやすいように説明を行うものとする。

5 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所及び地域保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

6 前各項に規定するもののほか、「久慈広域連合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成25年2月26日条例第2号）及び「久慈広域連合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」（平成25年2月26日条例第

3号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 デイサービスセンターきんぎょ
- (2) 所在地 岩手県久慈市小久慈町第18地割4番地8

(職員等の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所の職員等の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規程を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

- (2) 生活相談員 1名以上

生活相談員は、利用者及び家族等に適切なサービスが提供されるよう介護事業所内及び居宅介護支援事業者、居宅介護サービス事業者等、関係機関との連絡調整並びに利用者及び家族等の必要な相談に応じ、助言その他の支援を行う。

- (3) 介護職員 1名以上

介護職員は、認知症対応型通所介護計画に基づき、サービスの提供を行う。

- (4) 調理員 1名

調理員は、利用者の心身の状況を的確に把握し、給食の提供を行う。

- (5) 機能訓練指導員 1名

機能訓練指導員は、機能の減衰を防止するための訓練指導を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営 業 日 月曜日から金曜日までとする。

(12月31日及び1月1日から1月3日は休業)

- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) サービス提供時間 午前9時00分から午後4時30分までとする。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、12名とする。

(事業の内容及び利用料等)

第7条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食事の提供
- (2) 入浴サービス
- (3) 送迎
- (4) 日常生活動作の機能訓練
- (5) 健康チェック
- (6) 生活指導

2 前項に規定する事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、その(※)1割の額とする。(※)平成27年8月1日以降は介護保険負担割合証の『利用者負担の割合』による。

3 前項に規定する利用料のほか、次に掲げる実費の費用額の支払いを利用者から受けるものとする。

(1) 食費 600円

~~(2) 第8条の通常の実施区域を越えて行う事業に要した送迎費用は、通常の実施区域を越えて1キロメートル毎に50円を徴収する。~~

(2) 日常生活において、通常必要となるものに係る費用のうちおむつ代は、1枚150円、尿とりパット1枚30円を徴収する。

(3) 前号に掲げるもののほか、事業所において提供されるサービスのうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの。

4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けるものとする。

5 前3項の利用料の支払いを受けたときは、その内容を記載した領収書を交付

する。

- 6 法定代理受領サービスに該当しない事業の利用料の支払いを受けた場合は、提供した事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業実施地域は、久慈市(宇部町、侍浜町、山根町及び山形町を除く。)
とする。

(認知症対応型通所介護計画)

第9条 事業の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、機能訓練等の目標、目標達成のための具体的なサービス内容を記載した認知症対応型通所介護計画を個別に作成する。

- 2 認知症対応型通所介護計画の作成に当たっては、既に居宅サービス計画又は介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該サービス計画の内容に沿って作成する。
- 3 認知症対応型通所介護計画の作成に当たり計画の内容を利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得て、利用者に計画を交付する。
- 4 認知症対応型通所介護計画に従ったサービスの実施状況と目標の達成状況を記録する。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第10条 当事業所の利用にあたっての利用者の留意事項は次のとおりとする。

- (1) サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示することとする。
 - (2) 他の利用者の迷惑になる行為は行わないこととする。
 - (3) 負担割合の確認及び提示。
- 2 当事業の対象は、要介護状態又は要支援状態であって認知症の状態にあるもので、次に該当する者は対象から除かれる。
 - (1) 認知症の原因となる疾患が急性の状態にある場合
 - 3 利用申し込みの際には、主治医の診断書等により当該利用申込書が認知症

の状態にあることの確認を行う。

- 4 利用申込者が入院治療を要するものであること等、利用申込者に対して必要なサービスを提供することが困難である認められる場合は、適切な介護保険施設、医療機関等を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。

(緊急時等における対応方法)

第 11 条 従業者は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医等に連絡し指示を得て適切な措置を講じるものとする。また、連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業の提供により事故が発生した場合は、その事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するものとする。
- 4 事業の提供により事故が発生した場合は、その原因を解明し、再発防止の対策を講じるものとする。
- 5 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第 12 条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年 2 回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(従業者の研修)

第 13 条 事業所は、従業者の資質の向上及びサービスの質の向上を図るため、研修の機会及び体制の整備を図るものとする。

(個人情報保護)

第 14 条 従業者は、利用者又は家族の個人情報保護のため、次の事項を遵守するものとする。

- 2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らしてはならない。
- 3 事業所は、利用者又はその家族の個人情報を開示する場合は、個人情報にかかる開示申請等に関する取り扱い基準により行うものとする。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を保護させるため、従業者でなくなった後においても、個人情報事務取扱規程により、これらの個人情報を保護すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とするものとする。

(苦情処理)

第 15 条 事業所は、事業の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情相談窓口を設置し、社会福祉法人琥珀会福祉サービスに係る苦情解決事業実施要綱により対応するものとする。

(衛生管理等)

第 16 条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所において感染が発症し、又は蔓延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 17 条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの相談体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所はサービスの提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の原則禁止)

第 18 条 事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

（補 則）

第 19 条 この規程に定める事項のほか、運営に関する事項は、社会福祉法人琥珀会理事長と事業所の管理者等との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する

この規程は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する（虐待防止、身体拘束に関する追加）

この規程は、令和 5 年 11 月 1 日から施行する（運営指導による条文の整理）

この規程は、令和 7 年 11 月 1 日から施行する。（事業の実施地域の変更）